

(様式1)

教 総 第 205 号

平成30年2月16日


文部科学大臣 殿

見附市長 久住 時男 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称
見附市公立学校等施設整備計画
2. 計画期間
平成28年度～平成30年度（3年間）

(担当)

見附市教育委員会教育総務課

住所 新潟県見附市昭和町2丁目1-1

電話 0258-62-1700

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

各学校の普通教室及び特別教室の一部に空調設備を設置することで、夏期の教室環境の向上を図り、学習効率の向上を目指す。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

老朽化した共同調理場(受配校9校)と同じく老朽化が進む単独校調理場(3校)を統合・改築することにより、衛生管理・アレルギー対策の行き届いた安全な給食の提供を推進するとともに給食運営の効率化を図る。(第Ⅰ期)
改築工事が終了し、新施設への移行が完了したら旧共同調理場の解体工事を行う。(第Ⅱ期)

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		8 校
中学校		4 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		1 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		3 園
幼保連携型認定こども園		1 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		4 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	3 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	12 箇所
	学校武道場	0 箇所
	社会体育施設	11 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	平成30年度中に策定予定
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>施設整備計画を反映させた事務事業評価表を作成・評価を行い、その評価表は施設整備計画事後評価シートと合わせて、見附市ホームページで公表する。</p>
--

